

令和7年度第4回鈴鹿市上下水道事業経営審議会

○日時：令和8年2月6日（金） 13：30～15：02

○場所：鈴鹿市上下水道局 本館3階 第4会議室

○出席者：

[委員] 6名 麻生 高志、片岡 健二、木村 喜美子、柴 健次、廣瀬 直正、
水野 敦子
(欠席) 1名 齊藤 由里恵

[事務局] 上下水道局次長、経営企画課長、経営企画課経営グループリーダー、
経営企画課経営グループ員3名、経理課長、営業課長、営業課料金グ
ループリーダー、下水道工務課長、水道工務課長、水道施設課長

○傍聴者：1名

○内容：次のとおり

1 開会

2 議事

料金及び使用料の改定率、改定時期の検討

事務局から「資料1 水道料金の改定率及び改定時期の検討」についての説明がなされ、会長が質疑・意見を求めた。

《質疑・意見》

【廣瀬委員】

今回の審議内容かと思うが、料金改定の方向性について、25%の料金改定を行う場合、基本料金と従量料金でそれぞれ25%の改定率を掛けた形で設定する

のか、それとも改定率を変えて料金体系を検討するのか。

他市の水道料金と比較したが、本市と桑名市は基本料金のウエートが大きく、従量料金は低く設定がされているため、それぞれに25%の改定率を加えると、基本料金の負担がかなり大きくなると感じることから、従量料金のウエートを増したほうが良いと思うが、いかがか。

【事務局】

平成30年の料金改定時と比べて、核家族が増えているので、料金体系を見直す議論はしている。今の時点で方向性は無いが、廣瀬委員が言われた考え方も含め、次回はお示ししたい。

【木村委員】

同審議会が始まった際、使用量が減少しているという話だったが、現在も減少は進んでいるのか。

【事務局】

世帯数は増えているが、水量を多く使う家庭が当初想定以上に減少しており、料金収入も減少しているため、それを解消する方向で体系を検討する必要がある。

【廣瀬委員】

今の質問に関連しての質問だが、現在の料金体系は、従量料金のウエートが小さいので、使用量の減少による変化は少ないと思うが、使用量が少ない人にとっては、基本料金が大きく上がると、今回の改定が大きな負担になると思う。その点は今後の検討の中で考慮したほうが良いと思う。

【柴会長】

体系案によって、どの使用者に影響が大きいかわかるようにすると、次回の審議は簡単かと思う。

【水野委員】

今の何%改定というシミュレーションは、人口推計も加味してのシミュレーションか。

【事務局】

そうである。

【麻生委員】

今回の議論かもしれないが、料金体系を考える上で、世帯の収入を踏まえて検討することはできるのか。鈴鹿市としては恐らく所得の情報を持っており、その情報に上下水道局の職員がアクセスできるのであれば、世帯収入に応じて料金体系を変えることもできるのか。

【事務局】

個人情報目的外使用の観点から、課税する際に水道料金に使いますよと言って集めていないため、直ちには使えない。また、水道料金自体はサービスに対する対価であるため、同じサービスを提供しているにもかかわらず、所得に応じて料金を変えることは馴染まないと思うので、基本的にはその方向性では考えていない。

【柴会長】

では、審議会としてどの改定率案が良いかの意見まで求められており、事業局としては改定率25%が良いのではないかとこのことで、審議会としての意見を示せば今回のシミュレーションを行うということだが、いかがか。

【廣瀬委員】

前回の審議内容に戻るが、財源目標のうち運転資金について、何かあったときに給水収益の6か月分くらいは必要だということで算定しているが、何かあったときというのは大地震などの大きなことであるため、復興の税金などの資金が入ってくるのではないかと思うが、本当に6か月分持つておかなければいけないのか、もう少し少なく見積もっても良いのではと何となく思うが、いかがか。

【事務局】

復興しようとする6か月分だけでは完全には賄えないが、銀行からの貸付けも合わせると何とか賄えるという設定である。

【柴会長】

では、資料1で説明のあった事務局の方針について、皆さんに合意いただいた。今回は、審議の材料、シミュレーションの材料を具体化してもらいたい。ここまでの審議をまとめると、水道料金の改定率については3つの改定案が示され、それぞれの改定の考え方、改定後の財源試算の内容について説明があった。また、水道料金の改定時期については、議会等への情報共有や利用者への

周知期間が必要であることから、令和10年度4月を目途とする説明があった。

事務局から説明がなされた「資料2 下水道使用料の改定率及び改定時期の検討」について、会長が質疑・意見を求めた。

《質疑・意見》

【柴会長】

資料1は、改定時期の検討に始まり、料金水準の検討という順番になっているが、資料2は使用料改定率の検討から始まり、改定時期や使用料体系案の検討と、順番が入れ替わっているが、資料の作成の基本的な発想の差があるように見えるが、その説明がされなかったので、そこだけ補足していただきたい。

【事務局】

資料1の水道料金については、基本的に水道事業に使うお金は料金で賄うことが前提であり、水道料金を上げないことには水道事業自体が今の計画では成り立たないことから、あの資料構成になっていたが、下水道事業については、税金である繰入金を受け入れて経営しているため、直ちに使用料を上げなくても経営はできる。ただ、国が示す使用料と税金の負担割合の観点では、税金のほうが大きくなり過ぎている現状があるので、将来的には見直したほうが良いと思うが、物価高騰の中で、皆さん苦しい状況で時期まで定めてしまうよりは、一旦、改定の方向性の意見だけいただき、その方向性に従い、2年後か3年後かに再度検討を行い、また審議会を開催したいと考えているため、資料2は時期まで定めることを前提としない構成になっている。

【水野委員】

国が示す望ましい割合について、そもそも公共下水道使用料を以前に決めたときの割合から国の示す割合というのは変わったのか。それとも、国が示す望ましい割合は初めからこれで、鈴鹿市はこのパーセントでいくという考えで現在まで来ているのか。

【事務局】

今の形で基準内繰入金を受け入れても、適正な形で問題ない、今まではその考え方でやっていた。下水道事業債の元利償還金に係る地方財政措置というの

があるが、それは何かというと、下水道には分流式と合流式という方式があり、分流式は雨水と生活用水、汚水を分けて処理する方式で、合流式はそれもまとめて一緒に処理する方式である。分流式は汚水に特化して処理するので水をきれいにできて、環境には優しいという側面があるが、合流式と比べて費用が嵩むため、分流式の資本費増嵩分は公費負担すべきとの国の提言がある。その費用の増嵩分は、人口密度により異なるため、人口密度に応じた地方財政措置の割合が定められている。それを見ると、使用料と税の負担の在り方という考え方があるが、今までは本市でそのような観点はなく、繰入金をもたらえるのであればもらい、そのまま運営していけばよかった。

ただ、使用料と税負担との公平な在り方を検討しなくて良いのかなというのが今回出てきた話で、近隣他市の料金改定などの資料を見ていると、四日市市や伊賀市もそのような考え方を取り入れているため、本市もその考え方を取り入れて、初めて提案した。

【水野委員】

そもそも、なぜ今、これを提案されたのか。

【事務局】

単に運営していくだけであれば、今のままでも良いが、国が地方財政措置の中でそういう方向性を示しているのであれば、本市としても一度検討する必要があるのではというのが発端である。

【水野委員】

検討していく中で、今までのとおりでいいのではないかという考え方も出てくるのか。

【事務局】

それはあると思う。今、事務局としては、負担割合を見直したほうが良いのではないかという提案をしたが、委員の皆様がどう考えるかを踏まえて最終的に答申をいただく。それによって、市全体としてどう考えるかという最終判断になると思う。

【水野委員】

水道料金と下水道使用料の両方が値上げになるのは、負担が倍増するため、その辺りの考慮はしていただきたい。

【事務局】

まさに下水道事業では敢えて時期を言っていないのがその部分である。

【廣瀬委員】

平成30年の頃は、この割合は検討せずに体系を決定し、今回それを検討してはどうかということは理解した。令和13年度以降も検討するとしているが、今の水準でいけるのであれば、維持するのも良いとは思いますが、4年後、いずれ上げなければいけないとすれば、前回水道料金が上がり、今度は下水道使用料が上がるのか、というようなことを市民の方に逆に思われてしまうのではと感じた。本当にこの改定が必要なのであれば、今回、改定すべき金額は改定して、ただし、それを使用料としていただくのは、若干猶予措置を置いて、何年後以降にこの金額に上がりますよとか、もしくは段階的に5%、10%と上げて将来的には目標の改定率にしていくという考え方もあると思うが、いかがか。

【事務局】

あると思うが、まずは今の事務局の考え方の方向性に対して皆さんの意見をいただき、その後、具体的に検討しようと思っている。

【柴会長】

下水道事業の観点のみで考えれば、料金等の改定をすることは負担が増えると思われ、直感的には議論の材料になるが、そこに税金が入っているということは市の他のサービスが削減されているわけであるため、それは議論にならないのか。

【事務局】

市全体としては当然そういう議論になると思う。そのため審議会からの答申をいただき、最終的には市全体を見て判断をしていくと思う。

【麻生委員】

国が示す割合について、国はどの程度のスタンスなのか。将来的にこれを守ってくださいみたいな感じか、理想像としてはこれぐらいが良いが、現実的には各自治体で考えてくださいみたいな感じなのか。

【事務局】

具体的にどうしろと国が言っているわけではないが、本市が下水道事業の地方債を借りて返すときの地方財政措置の割合として示しているものを受けて、他市で動いていたところがあるように、今回は本市もそこに踏み込んで考えて

いる。国がこうしないと交付金を減らすなどというところまでの話ではない。

【麻生委員】

国としてはこれぐらいが良いのではないか、それぐらいのものというイメージで考えて良いか。

【事務局】

そうである。国がこのような考え方で財政措置をすると示しているため、地方としてもその意を酌み取った水準にしたほうがいいのではというのが今回の考え方である。

【柴会長】

資料1と2に分けているが、事務局としては、そもそも水道と下水道とではこうあるべきだという根本的な考え方の違いはあるか。

【事務局】

水道事業は水道料金で基本的に全部賄うというのが根本だが、下水道事業については、水質の保全という部分で、本来、行政が税金を使ってやるべき部分も担っているため、公金が入るという点で大きな違いがある。その公金をどれだけ入れるのかという割合について、今まではもらえるものは全部もらい経営できれば良いという考えであったが、本当にそんなにもらっていていいのか、使用料とのバランスはどうか、下水道を使っていない人とのバランスはどうか、というところまで踏み込んだのが今回の考え方である。

【柴会長】

結論を急ぐわけではないが、そこも考えていただきたいということか。

【事務局】

そうである。事務局としてはそのように感じ提案をさせていただいたが、委員の方々から見た場合、どう感じられるのかを意見としていただきたい。

【柴会長】

それを審議してもらおうと、汚水の原因者は誰かと。それは市民ということになる。市民が汚したから市民がそれを浄化しなさいということになる。そこに自治体としてはここまでは負担できるという範囲があるが、その適正な割合については、議論したいということだが、ほかに意見は。

【廣瀬委員】

水道料金も下水道使用料もパーセントで示されているので、標準家庭でそれぞれ幾ら上がるのか分からず、この場で本当に下水道使用料の値上げを先送りしても良いのか判断がつきにくいと思っている。実際に幾ら上がるのか示されたならば、これぐらいであれば今の物価上昇から考えて納得できる金額であるとか、それとも相当大きな金額なので下水道使用料は据え置くとするなど、その段階で何かジャッジをすべきとを感じるが、いかがか。

【事務局】

現在の使用料体系でそのまま単価だけ上げたものは算出しているが、そこから従量使用料、基本使用料の割合や区分を見直して、資料で示した改定をした場合の総額に近づけるという作業をしていくこととなる。

【廣瀬委員】

下水道事業も一旦は使用料を20%改定する方向で検討し、その数字を次回見ながら、その段階で据え置くのか、改定をするのか判断したほうが良いのではないかと思う。

【事務局】

今回は使用料を上げる、上げない、いつから上げるという意見をこの場でいただくというのではなく、その使用料改定の考え方がどうかという方向性だけ意見をいただきたい。

【柴会長】

それでは、先ほども質問をしたが、事務局としては、汚水の原因者は市民全員であり、市はその処理を手伝っているだけだという考え方なのか、市も応分の負担をする義務があるという考え方なのか。それによって負担の割合は自分達で決められる。

【事務局】

事務局の考え方としては後者であり、市としては応分の負担を負うべきであると考えている。

【柴会長】

そうすると材料としては、これだけ負担している、これまではやってきた。あるいは、条件さえ合えば公金である繰入金も使いながら運営するなど様々な考え方があると思うが、今日はそれがあまり示されていない。

【事務局】

もう少し議論ができるような具体的な金額、20%改定するとどれぐらいになるのか大まかに示した上で、また次回の議論をお願いしたい。水道事業はもう少し細かい数字になると思う。

【柴会長】

本日の審議については、全体を示してもらわないと議論ができないため、次回はもう少し具体的に差が分かる程度の料金改定の話をお願いしたい。

【水野委員】

下水道使用料のパーセントの話に戻るが、国が示す使用料が56、繰入金44という割合が望ましいのは分かるが、今まで37なのが56までいきなり上がるのは、金額的な試算がないため、ぼやっとしているが、そこまで上げなくても良いのではと思う。

【柴会長】

それは逆も言えることで、これまでどおりの考え方と、今回の改定案の考え方の両方の考え方があると思う。

【事務局】

最終20%の改定率にする場合でもその割合を一気に改定しなくても良いのではないかという議論もあるため、その話ができる資料を次回用意する。

【柴会長】

今回の資料では、両事業ともに改定率は示されたが、1回でその改定率まで上げるのか、最初の3年間は、残りの4年間は、最後の何年間はという、徐々に上げるパターンは示されていない。

【事務局】

料金算定の考え方として、3年～5年の経営状況を考慮して算定するという考え方が前提にあるので、中長期で徐々に改定することは想定していない。

【木村委員】

意見ではないが、こういう理想的な負担割合があるとした場合、それを目指すことが一番良いと建前としては思うが、今までこれでよかったのであれば、それで良いかなとも思う。数年後にはこの負担割合に近づきたいという前提があり、現在は皆さんが大変であるため、少しずつ上げようと思いますみたいな

意向があると、少し市民としては納得できるかなと思った。

【柴会長】

まとめると、資料1については、皆さん納得いただいたと思う。

資料2については、下水道の使用料の改定率については、受益と負担の適正化の観点から改定案が示され、改定後の財源試算の内容についても説明があったが、皆さんもお互いに意見を出していただいたように、合意まではできなかったことから、次回の審議を経て、結論を出すこととなった。

それでは、事務局にお返しする。

3 その他

次回令和8年度第1回は、次のとおり開催予定

日時 令和8年5月11日（月）

場所 鈴鹿市上下水道局 本館3階 第4会議室

4 閉会